

後発医薬品の使用に関する取り組みについて

令和6年10月1日より、お薬のうち、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるにもかかわらず、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金が発生する場合があります。

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しております。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当（消費税がかかります）が特別の料金として、医療保険の患者負担とは別に発生します。
- 流通の問題などにより、後発医薬品の在庫がない場合には、特別の料金は発生しません。

※詳しい内容や対象となる医薬品については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

医薬品の流通について

現在一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いております。

この供給状況によっては、投与する薬剤を変更する場合があります。変更にあたってご不明な点や心配なことがございましたら、薬剤師までご相談ください。

令和6年9月1日

湯河原中央温泉病院